

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(當日が休日は、翌日と定めたの翌日)

鳥取県告示第七百二十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年八月二十六日

鳥取県知事 平林鴻三

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
内科	菅村昭夫	米子市車尾二二九三の二
外科	林義晃	米子市立赤十字病院

内科	松本真	鳥取市尚徳町一七
外科	林義晃	鳥取市下田中三四三

内科	尾崎靖爾	倉吉市下田中三四三
外科		鳥取県立厚生病院

保健薬剤師の登録

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

被爆者一般疾病医療機関の指定

保安林予定森林

土地改良事業計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定（三件）

県営住宅の家賃等の徵収事務の委託

鳥取県告示第七百二十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月二十六日

鳥取県知事 平林鴻三

名	称	所 在 地	変更年月日
変更前	変更後		
医療法人 菊川病院	医療法人 元町病院	境港市元町一八九四	昭和五十年八月一日

鳥取県告示第七百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋本歯科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五六	昭和五十年七月二十二日

鳥取県告示第七百二十九号	
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。	昭和五十年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名	称	所 在 地	增 栄 内 科 医 院	庄 内 出 張 診 療 所	西 伯 郡 名 和 町 大 字 押 平	昭 和 五 十 年 八 月 十 七 日
潮	医 院	吉 田 一 陽 堂 若 桜 橋 薬 局	西 伯 郡 会 見 町 天 万 六 三 八	"	"	八 月 十 五 日
百 村 歯 科 医 院	八 頭 郡 若 桜 町 大 字 若 桜 二 九 九	八 頭 郡 若 桜 町 二 〇 七	"	"	"	八 月 十 五 日
林 兼 太 郎 薬 局	西 伯 郡 会 見 町 四 丁 目 九 三	西 伯 郡 会 見 町 四 丁 目 九 三	"	"	"	八 月 十 六 日
鈴 五 臨 円 薬 局	鳥 取 市 戒 町 二 丁 目 二 〇 七	鳥 取 市 戒 町 二 丁 目 二 〇 七	"	"	"	八 月 十 八 日
立 岩 薬 局	鳥 取 市 吉 方 温 泉 一 丁 目 一 二 一	鳥 取 市 吉 方 温 泉 一 丁 目 一 二 一	"	"	"	
㈲ 加 藤 薬 局	鳥 取 市 弥 生 町 二 〇 一	鳥 取 市 弥 生 町 二 〇 一	"	"	"	
山 本 薬 局	鳥 取 市 行 德 四 一 三	鳥 取 市 行 德 四 一 三	"	"	"	
鳥 取 県 告 示 第 七 百 三 十 号						
名	称	所 在 地	健 康 保 険 法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条规定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。	庄 内 出 張 診 療 所	西 伯 郡 名 和 町 大 字 押 平	昭 和 五 十 年 八 月 十 七 日
潮	医 院	吉 田 一 陽 堂 若 桜 橋 薬 局	西 伯 郡 会 見 町 天 万 六 三 八	"	"	八 月 十 五 日
百 村 歯 科 医 院	八 頭 郡 若 桜 町 二 〇 七	八 頭 郡 若 桜 町 二 〇 七	"	"	"	八 月 十 五 日
林 兼 太 郎 薬 局	西 伯 郡 会 見 町 四 丁 目 九 三	西 伯 郡 会 見 町 四 丁 目 九 三	"	"	"	八 月 十 六 日
鈴 五 臨 冮 薬 局	鳥 取 市 戒 町 二 丁 目 二 〇 七	鳥 取 市 戒 町 二 丁 目 二 〇 七	"	"	"	八 月 十 八 日
立 岩 薬 局	鳥 取 市 吉 方 温 泉 一 丁 目 一 二 一	鳥 取 市 吉 方 温 泉 一 丁 目 一 二 一	"	"	"	
㈲ 加 藤 薬 局	鳥 取 市 弥 生 町 二 〇 一	鳥 取 市 弥 生 町 二 〇 一	"	"	"	
山 本 薬 局	鳥 取 市 行 德 四 一 三	鳥 取 市 行 德 四 一 三	"	"	"	

鳥取県知事 平 林 鴻 三

3 昭和50年8月26日 火曜日

鳥取県告示第七百三十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国菜第三五号	古城治彦	昭和五十年七月二十四日
河村久子	"	八月四日

鳥取県告示第七百三十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月二十六日

鳥取県知事
平
林
鴻
三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十年八月二十日	有限会社ホシ薬局	倉吉市大正町一〇七九
"	河 本 薬 局	東仲町二六一八
"	岩 間 薬 局	瀬崎町二七七一
"	田 中 薬 局	東伯郡東郷町中興寺四〇五ノ二
"	米 田 薬 局	大栄町由良宿一、一五六
"	家 森 薬 局	" 赤崎町赤崎一一四九
"	三 朝 薬 局	東伯郡三朝町三朝九七二ノ六
"	有 限 会 社 富 谷 薬 局	倉吉市河原町一九〇四
"	小 林 薬 局 上井店	倉吉市上井二一三
ト 一 ゴ 一 薬 局	" 明治町一、〇三三二ノ六	東伯郡東郷町中興寺
谷 口 薬 局 有 限 会 社	倉 吉 市 瀬 崎 町 二 七 三 三	四〇〇ノ三

鳥取県告示第七百三十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字小谷一四九六の一から一四九六の六まで、字中尾一四九七の二、一四九七の三、一四九七の五、字吉川大塔一四九八の一、字大渡一四九九、字牛房畑一五〇〇の一、一五〇〇の二、字釈ノ段一五〇一の一、字高岩一五〇二の一、一五〇二の二、字小石川一八九九から一九〇二まで、一九〇三・一九〇四合併、一九〇五から一九一〇まで、一九一〇内第一、一九一一、一九一二、一九一二内第一、一九一三から一九一七まで、字大石川一九二四、一九二四次一、一九二四次二、一九二五、一九二六、一九二六次一、一九二七から一九二九まで、一九二九内第一、一九二九次一、一九三〇から一九三四まで、字女鹿ノ平一九四四から一九四六まで、一九四六内第一、一九四七から一九四九まで、字石休ノ向平一九五〇から一九五五まで、字小橋折一九五六から一九五八まで、一九五九の一、一九六一、字大橋折一九六二から一九六四まで、字上工ノ段一九六五、字アワノ谷一九六六次一、一九六六の二、一九六六の五、字東平一九六七、字大熊一九六八の一、一九六八の二、字長川一九六九の一、一九六九の二、字小石ヶ谷一九七〇の一、一九七〇の二、字小石ヶ谷上塔一九七一の一、一九七一の二、字サイノタハ一九七三の一から一九七二の三まで、字サイノタハ一九七三の一から一九七三の三ま

で、字滝谷一九七四の一、一九七四の二、一九七五、一九七五の一から一九七五の九まで、一九七六、字滝谷上平一九七七の一から一九七七の八まで、字下河原東平一九七八、一九七九、一九七九次一、字上河原東平一九八〇、一九八一、一九八二の二から一九八二の三まで、字アリミツ谷一九八三の一から一九八三の四まで、一九八三の六、一九八四から一九八七まで、一九八八の一、一九八八の二、一九八九から一九九一まで、字コウズリ東平一九九二、一九九三、一九九四の一、一九九四の二、一九九五、一九九六の一、一九九七から二〇一六まで、二〇一八の一、二〇一九から二〇二一まで、字小松谷東平二〇二二から二〇二六まで、字谷口東平二〇二七から二〇三五まで、二〇三七、字屋敷ノ元二〇三九から二〇四一まで、二〇四二の一、二〇四二の二、二〇四三、二〇四四、二〇四五の一、二〇四五の二、二〇四五の三、二〇四五六の一、二〇四五六の二、二〇四五七の一、二〇四五七の二、二〇四五八から二〇六二まで、二〇六三の一、二〇六三の二、二〇六三の三、二〇六四から二〇七三まで、字家ノ上平二〇七四の一、二〇七四の二、二〇七四の三、二〇七五から二〇八三まで、字小松ノ元上平二〇八四、二〇八六から二〇八八まで、字ノヲ美二〇八九から二一〇六まで、二一〇九、二一一〇、字丸山谷二一一、二一一三、二一一四、字和類谷二一一五から二一二五まで、二一二五の一、二一二六、二一二六第一、二一二七から二二三三まで、二二三五から二二三七まで、字奥河原二二三八、字奥山二二三九の一から二二三九の六まで、字上ミ奥山谷二二四〇、字奥山上ミ平二二四一の二から二二四一の三まで、字奥河原谷二二四三から二二四五まで、字丸山二二四六、字能海二二四七から二二五三まで、二二五四の二、字小松谷奥二二五五から二二五七まで、二二五九、二二六〇、二二六一の一、二二六一の二、二二六二から二二六七まで、字家ノ

上二二六九、二一七一から二一七四まで、字詰り谷二一七五、二一七から二一八一まで、二一八四から二一八六まで、二一八八から二一九〇まで、字小屋ノ谷下モニ一九一、字船ヶ谷二一九三、二一九四、二一九五の一、二一九六から二一九八まで、字宮ノ岡二一九九、二二〇一、二二〇二、字ツマリ平上二二〇三、字ツマリ二二〇四から二二〇八まで、字谷口西平二二〇九から二二一一まで、字小谷二二一二から二二二三四まで、字小松谷西平二二二五から二二三七まで、二二三七の一、二二三七の二、二二三八から二二四〇まで、字コウズリ西平二二四一の一、二二四一の二、二二四二、二二四三、二二四四の一、二二四四の一、二二四五の二から二二四五の五まで、二二四六の一、二二四六の二、二二四七の一、二二四七の二、字アリミツ二二四八、二二四九の一、二二四九〇の一、二二五一の一から二二五一の二二まで、字上河原西平二二五二の一から二二五二の三まで、二二五三の一から二二五三の三まで、二二五四の一、二二五四の二、二二五五の一から二二五五の八まで、字下河原西平二二五六の一から二二五六の四まで、二二五七、二二五八の一、字大ホラ谷二二五九、二二六〇の一、二二六二の一、二二六二の三、二二六三から二二六五まで、字石ノ棚二二六六の一、二二六六の二、字高岩二二六七、字柿ノ木平二二六八、字東カラ登二二六九、字石サシ二二七〇、二二七一、二二七一次、二二七二、字登リ尾東平二二七三、二二七三次、二二七五、字八ヶ谷二二七七、二二七八、二二七八の一、二二七九から二二八四まで、字林ノ谷二二八五、二二八六の一から二二八六の四まで、二二八六の六、二二八七から二二八九まで、二二九〇の一、二二九〇の二、二二九一から二二九三まで、二二九五から二三〇一まで、字堂ヶ谷ビラ二三〇二から二三〇四

まで、二三〇五の一から二三〇五の五まで、二三〇六、二三〇七、二三〇七の二、二三〇九、二三一〇、二三一〇次、二三一二から二三一四まで、二三一四次、字荒神谷二三一五、二三一七から二三一九まで、二三二一から二三二五まで、二三二六の一から二三二六の八まで、二三二六から二三三五まで、二三三五内第一、字カイチ二三三六の一、二三三六の二、二三三六の四から二三三六の七まで、二三三七から二三三九まで、字生姜谷二三四〇、二三三四〇の一、二三三四一、二三三四六から二三三五の二、二三三六の四から二三三六の七まで、二三三七から二三三九まで、字風ヶ原谷二三五一の二から二三五一の一七まで、二三五二、二三五三、字大ウツイ谷二三五五から二三五七まで、字小ウツイ谷二三五八から二三六〇まで、字宮ケ鼻西平二三六二、字風ヶ原二三六四、二三六四内第一、二三六五から二三六八まで、字西ノタワ二三六九から二三七二まで、二三七四、二三七六、二三七七、字ダン二三七八から二三九八四まで、二三八七から二三八九まで、二三九一、二三九三から二三九五まで、字櫻段西平二三九七、二三九八の一から二三九八の四まで、二三九九、二四〇〇、二四〇二から二四〇五まで、二四〇七内第一、二四〇九から二四一一まで、二四一三、二四一五、字宮ノ谷二四一七、二四一八、二四一八内第一、二四一九から二四二六まで、二四二六次、二四二七、二四二八、二四二八内第一、二四二九から二四三五まで、二四三七から二四四〇まで、二四四二から二四四四まで、字梗ヶ谷二四四五、二四四五の一、二四四五の二、二四四五七の一から二四四七の三まで、二四四八から二四五五まで、字助右エ門谷二四五八から二四六四まで、二四六六から二四六九まで、字登リ尾西平二四七五、二四七六

二 指定の目的

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定

に基づき、昭和五十年六月十七日付けで八頭郡八東町大字南四〇番地杉原節夫ほか二十六人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（八東地区ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年八月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十年八月二十七日から二十日間とする。

二 縦覧に供する期間

土地改良（八東地区ほ場整備）事業計画書の写し

一 縦覧に供する書類の名称

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十六号

昭和五十年七月十二日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（岩本谷地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間

昭和五十年八月二十七日から二十日間

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 縦覧に供する期間

東伯町役場

- 一 縦覧に供する書類の名称

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十七号

昭和五十年五月十九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（莊地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十年八月二十六日

鳥取県告示第七百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、西品治団地及び浦安第四団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務をそれぞれ鳥取市及び東伯町に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三